平成２４年（フ）第１８４号
高知県土佐市波介1830番地
債務者　有限会社大宝物流
代表者代表取締役　森田　祐輝
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後２時30分
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８号
富山県高岡市羽広98番地55
債務者　有限会社富山環境サービス
特別代理人　弁護士　小股　清香
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時10分
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８号
新潟県佐渡市秋津386番地９
債務者　有限会社大佐渡アイランド食品
代表者代表取締役　仁丹チズ子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　佳和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第３７号
群馬県桐生市川内町２丁目254番地２
債務者　オオヒラ株式会社
代表者代表取締役　大平　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後１時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９６６号
札幌市南区南35条西10丁目12番10号　ＭＬハイツ101号
債務者　佐々木晃子（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２８号
札幌市北区新琴似７条12丁目３番39―204号
債務者　澁谷　智恵
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５９号
札幌市東区北20条東13丁目３番15―402号
債務者　木村　好治
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０７号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番13号　日興パレス東札幌703号室、住民票上の住所札幌市中央区南８条西１丁目１番地１　コロナード中島804号
債務者　小中　節子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６９号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番48号　第７佐藤マンション201号
債務者　三好　妙子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８６号
札幌市清田区清田１条２丁目３番56号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９１号
札幌市西区二十四軒４条６丁目４番27号　ホワイトハウスＢ―17号
債務者　野島　義夫
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３４号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番20号　ＡＭＳセフィーロ202号
債務者　田中　圭亮
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４０号
札幌市白石区中央１条３丁目２番31―605号
債務者　長尾　宏樹
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
山形県鶴岡市羽黒町細谷字七ツ塚133番地
債務者　岡部　耕一
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３３号
山形県酒田市若宮町２丁目４番11号市営若宮第１住宅２号、前住所山形県酒田市錦町１丁目101番地の７
債務者　竹内　友香
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１３３号
群馬県藤岡市篠塚359番地１
債務者　平本　恵美（旧姓遠堂）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４６号
群馬県高崎市上並榎町890番地　片桐方
債務者　高村　尚幸
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部